

カンボジアにおける商標出願制度 の概要

Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成
(日本国弁理士)



Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

■ 商標出願手続の流れ

カンボジアにおける商標出願手続の流れに関し、次ページにフローチャートを示す。チャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

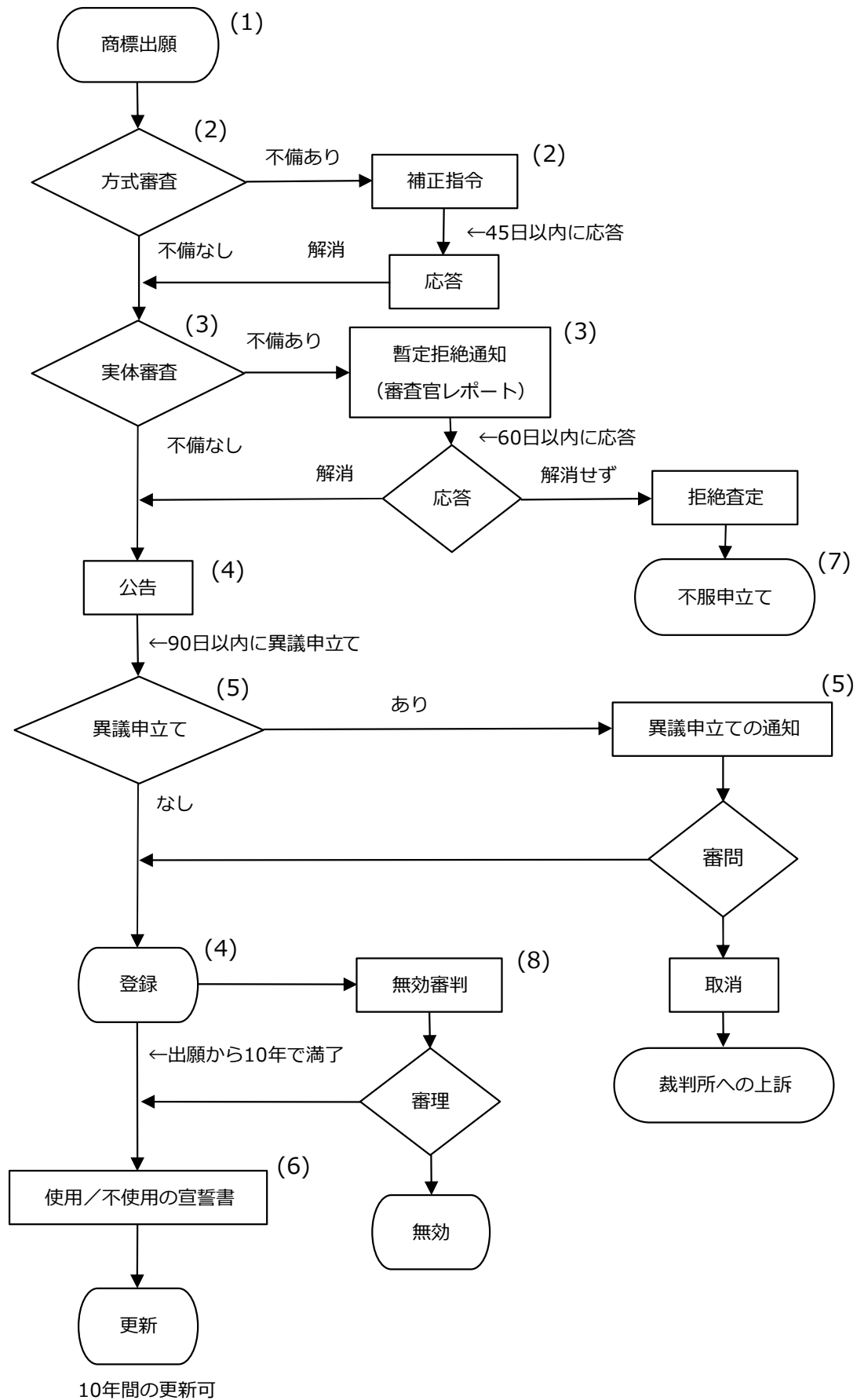
■ 詳細

(1) 商標出願

はじめに、出願人は知的財産局（Department of Intellectual Property Rights: DIPR）に商標出願しなければならない。その際、次の書類および情報が要求される（標章、商号および不正競争行為に関する法律（以下、「商標法」という。）第5条(a)、標章、商号および不正競争行為に関する法律の施行に関する規則（以下、「商標法施行規則」という。）第III章第I節）。

1. 出願人の名称および住所
2. 送達宛先（現地代理人）
3. 商標見本
4. 商品および／または役務の表示
5. （現地代理人を介して出願される場合）委任状
6. 優先権証明書（パリ条約の優先権を主張している場合）
7. 出願料金

知的財産局（DIPR）の登録官は、上記書類および情報を受領した場合、出願日および出願番号を発行する（商標法施行規則第16条）。



(2) 方式審査

知的財産局（DIPR）は、以下の事項について要求した書類および情報すべてに対して方式審査を行う。

1. 出願人または現地代理人の署名
2. 出願人の特定
3. 出願商標の詳細
4. （部分放棄等の）制限または条件
5. （主張されている場合）優先権の主張

知的財産局（DIPR）は、方式審査において、要求した書類または情報のいずれかが不十分または不備であると判断した場合、知的財産局（DIPR）は補正指令を発行する（商標法第10条(b)、商標法施行規則第17条(1)）。出願人は、当該指令に対して45日間の応答期間が与えられる。この段階で、出願人が出願を取り下げの場合でも、出願費用は払い戻されない。

(3) 実体審査

すべての方式要件が具備されている場合、商標出願は実体審査に進む（商標法第8条）。審査は、商標法第4条に基づき行われ、登録官は、次の場合、標章を登録できない。

- a. 標章が、自己の商品またはサービスを他人のものと識別できない場合
- b. 標章が、公の秩序または道徳若しくは良俗に反する場合
- c. 標章が、公衆を誤認させる場合：特に原産地に関して公衆を誤認させる場合
- d. 標章が、旗または紋章を含む場合
- e. 標章が、他人の同一であるかまたは類似する商品またはサービスについて周知である未登録標章と同一であるかまたは混同を生じるほどに類似している場合
- f. 標章が、他人の非類似の商品またはサービスについて周知である登録標章と同一であるかまたは混同を生じるほどに類似している場合

g. 標章が、他人の同一であるかまたは類似する商品またはサービスについて登録標章と同一であるかまたは混同を生じるほどに類似している場合

出願した標章が上記不登録事由に該当している場合、知的財産局（DIPR）は仮拒絶の通知（審査官レポート）を発行する。出願人が商標登録したい場合、出願人は60日以内に意見書および証拠により審査官レポートに回答する、あるいは、出願標章の補正書を提出しなければならない（商標法施行規則第17条(2)）。出願人は、公序良俗に反する標章に関しては絶対的な拒絶理由であり、商標が補正されない限り、出願人が拒絶理由を解消できないことに留意すべきである。

知的財産局（DIPR）は出願された標章が商標法第4条の登録要件を具備していると判断した場合、当該標章の登録が認められ（商標法第10条(a)、商標法施行規則第19条）、知的財産局（DIPR）は登録許可通知を発行する。登録要件に不備がある場合、出願は拒絶される（商標法施行規則第18条）。

多くの場合、実体審査は登録までの全段階において最も時間を費やす段階である。

(4) 商標登録および公報発行

知的財産局（DIPR）の登録許可通知に従い、出願人は（通常、当該通知において定められる）60日以内に登録料および公告料を支払わなければならない。登録料および公告料の支払いの1ヶ月後、出願された標章は知的財産局（DIPR）の官報（Official Gazette）で公告される。異議申立てが無ければ、標章は最終的に登録されたとみなされる。知的財産局（DIPR）は、出願日から10年間、カンボジアにおいて標章を付した商品を製造、輸出、輸入、販売、および／または当該標章の下でのサービスの提供する専有権を商標権者に付与する登録証を発行する（商標法第11条、同法第12条）。

(5) 異議申立て

知的財産局（DIPR）の官報による標章の公告から90日以内に、第三者は登録に対して異議申立てを行うことができる（商標法施行規則第20条）。異議申立ては、意見書および証拠を添付しなければならない。出願人には、90日の答弁書を提出

する機会が与えられ、答弁書を提出しなかった場合、出願を取り下げたとみなされる(商標マニュアル 84 頁)。手続が両当事者により行われると、知的財産局(DIPR)による両当事者への通知および審問が行われる。審問において、両当事者により意見および証拠の提示が行われた後、知的財産局(DIPR)は異議申立てに対して維持または取消を決定する。知的財産局(DIPR)の決定に対して不服がある場合、管轄裁判所に訴えを提起することができる(商標法第 62 条)。

(6) 維持

商標の登録完了後も維持するための手続きが必要である。カンボジアにおける商標権者の経済活動の期間中、商標が保護されるために、経済的な維持が要求される。登録日から 5 年後の翌年 1 年以内に、カンボジアで商標を維持または使用する意向を知的財産局(DIPR)に示す「商標の使用／不使用の宣誓書(Affidavit of Use or Non-Use of Mark)」を商標権者は提出しなければならない。「商標の使用／不使用の宣誓書(Affidavit of Use or Non-Use of Mark)」を提出しなかった場合、第三者による請求により、不使用取消のおそれがある(商標法施行規則第 21 条)ため、注意が必要である。商標の使用／不使用の宣誓書を提出する際、商標登録証が要求される。

存続期間満了(出願日または更新日から 10 年)前 6 月以内に、商標権者は商標登録の保護期間を 10 年間更新できる(商標法第 10 条、商標法施行規則第 22 条)。更新は、同一の商品および／またはサービスに対する同一の商標でなければならず、存続期間満了前 6 月以内に申請されなければならない。カンボジアでは、追加料金を条件に、保護が消滅した後でも 6 月以内であれば、商標権者が更新申請することが可能である。当該 6 月の期間を徒過した場合、商標はもはや保護されないため、当該商標権者が保護を得たい場合、新規に商標出願を行わなければならない。

(7) 不服申立て

知的財産局(DIPR)の商標登録の出願拒絶に対して不服がある場合、出願人は、管轄裁判所に訴えを提起することができる(商標法第 62 条、商標法施行規則第 18 条)。

(8) 無効審判

利害関係人は、知的財産局（DIPR）に対し商標登録の無効審判を請求することができる（商標法第13条、商標法施行規則第24条）。商標法第2条(a)および同法第4条の要件を満たしていない場合、商標は無効となる。商標法第2条(a)によれば、“標章とは、可視的な標識であって、ある企業の商品（商標）またはそのサービス（サービスマーク）を識別することができるものをいう”。

知的財産局（DIPR）は、商標権者に無効請求書を送付し、商標権者に受領日から45日間の応答期間を与える。知的財産局（DIPR）は、無効請求書の意見および証拠、並びに、答弁書の内容を審理する。知的財産局（DIPR）が商標登録を無効と判断した場合、商標権者に無効理由通知が送付される。本通知において、無効を回避するための登録標章に対する補正の示唆がある場合、それも含めた無効理由が示される。商標権者には、知的財産局（DIPR）の示唆に応じて当該標章を補正するか否か、あるいは、本件について審問を請求するか否かを判断するために、45日間の期間が与えられる。商標権者が何も措置を講じない場合、知的財産局（DIPR）は商標登録を無効にし、官報に当該無効を告知する（商標マニュアル96頁）。当該無効は遡及効を有し、登録日から無効となる。

(9) 取消

知的財産局（DIPR）は、次の場合、商標登録を取り消すことができる（商標法第14条）。

- 商標権者が商標を更新しない場合
- 商標権者が削除を請求した場合
- 商標権者がカンボジアに送達宛先を有さなくなった場合
- 商標権者が正当な所有者ではないことが証明された場合（悪意の登録）
- 商標が第三者の所有する周知標章と類似するかまたは同一である場合

■留意点

カンボジアは先願主義を採用する。商標の使用は、標章が周知著名である場合または標章が使用を通じて識別性を獲得した場合を除き、重要ではない。

■ ソース

標章、商号および不正競争行為に関する法律（商標法）

標章、商号および不正競争行為に関する法律の施行に関する規則（商標法施行規則）

商務省知的財産局 商標マニュアル Version 1.0 (2002)

（備考）本記事において、「商標」および「標章」の用語は同じ意味で使用している。

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）